

2023年2月1日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

カードローン契約規定および保証委託約款の改定について

平素より北海道銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、カードローンご契約者さまの相続の開始時における相続人への対応について契約規定および保証委託約款の内容を一部改定いたします。(相続人に対して直ちに一括返済を求めない対応に改定します。)

なお、改定対象外のカードローンにつきましても、同様のお取り扱いとさせていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2023年3月1日(水)

2. 改定対象

- ・道銀ATMカードローン契約規定
- ・教育ローン(カード型)契約規定
- ・ラピッドカード契約規定
- ・道銀ATMカードローン保証委託約款
- ・ラピッドカード保証委託約款

3. 改定内容

別紙の通り。

以上

(新旧対照表)
道銀ATMカードローン契約規定

改正後	改正前
<p>第5条（取引期限）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4. お客様の相続が開始したときは、この取引による<u>新たな貸越を中止します。</u></p>	<p>第5条（取引期限）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4. お客様の相続が開始したときは、この取引による<u>新たな貸越を中止し、期限が到来したものとします。</u></p>
<p>第8条（自動引落し）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4. <u>お客様の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本条に基づく自動引落は停止します。相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、銀行に対する貸越元利金がある場合には、他の方法で返済するものとし、遅延した場合は第11条第1項第1号が適用されるものとします。</u></p>	<p>第8条（自動引落し）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第11条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくてもこの取引による貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払うものとします。</p> <p><u>（第7号を削除）</u></p>	<p>第11条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくてもこの取引による貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払うものとします。</p> <p><u>（7）相続の開始があったとき。</u></p>
<p>第18条（届出事項等）</p> <p>1. 氏名・住所・印章・電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面（電磁的記録によるものを含む）により当行へ届出するものとします。<u>また、お客様の相続が開始した場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5. <u>お客様の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。</u></p>	<p>第18条（届出事項）</p> <p>1. 氏名・住所・印章・電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面（電磁的記録によるものを含む）により当行へ届出するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

教育ローン（カード型）契約規定

改正後	改正前
<p>第5条（カード利用期限）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>5. 借主の相続が開始したときは、この取引による新たな貸越を中止します。</u></p> <p><u>6. 借主は、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取引店に通知するものとします。</u></p> <p><u>7. 本取引が解約されたときは、借主は遅滞なく貸越元利金の全額を支払うものとします。また、直ちにカードを銀行に返却するものとします。</u></p>	<p>第5条（カード利用期限）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5. 借主は、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取引店に通知するものとします。</u></p> <p><u>6. 本取引が解約されたときは、借主は遅滞なく貸越元利金の全額を支払うものとします。また、直ちにカードを銀行に返却するものとします。</u></p>
<p>第7条（元金返済額等の自動支払）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>5. 借主の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本条に基づく自動支払は停止します。相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、銀行に対する貸越元利金がある場合には、他の方法で返済するものとし、遅延した場合は第11条第1項第1号が適用されるものとします。</u></p>	<p>第7条（元金返済額等の自動支払）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第11条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>(第4号を削除)</u></p>	<p>第11条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>④ 相続の開始があったとき</u></p>
<p>第19条 <u>(届出事項等)</u></p> <p>2. カードに偽造・紛失・盗難があった場合や、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届け出るものとします。<u>また、借主の相続が開始した場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第19条 <u>(届出事項)</u></p> <p>2. カードに偽造・紛失・盗難があった場合や、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届け出るものとします。</p>

改正後	改正前
(略)	(略)
<u>6. 借主の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。</u>	<u>(新設)</u>

ラピッドカード契約規定

改正後	改正前
第6条（利用有効期間） <u>3. 借主の相続が開始したときは、この取引による新たな貸越を中止します。</u>	第6条（利用有効期間） <u>(新設)</u>
第14条（期限の利益喪失） 1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。 (略) <u>(第7項を削除)</u> 7. 本規定等の義務に違反し、その違反が本規定等の重大な違反となるとき。 8. その他借主の信用状態が著しく悪化したとき。	第14条（期限の利益喪失） 1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。 (略) 7. <u>死亡したとき。</u> 8. 本規定等の義務に違反し、その違反が本規定等の重大な違反となるとき。 9. その他借主の信用状態が著しく悪化したとき。
第19条（届出事項の変更等） 1. 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。 <u>また、借主の相続が開始した場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。</u> (略) <u>3. 借主の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。</u>	第19条（届出事項の変更） 1. 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。 (略) <u>(新設)</u>

道銀ATMカードローン保証委託約款

改正後	改正前
<p>第4条（求償権の事前行使）</p> <p>私が下記の各号の一つでも該当したときは、私は第2条による代位弁済前といえども当社に対して求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>（第7号を削除）</u></p> <p><u>(7)</u> その他債権保全のため必要と当社が認めたとき。</p>	<p>第4条（求償権の事前行使）</p> <p>私が下記の各号の一つでも該当したときは、私は第2条による代位弁済前といえども当社に対して求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>(7) 死亡したとき。</u></p> <p>(8) その他債権保全のため必要と当社が認めたとき。</p>

ラピッドカード保証委託約款

改正後	改正前
<p>第5条（求償権の事前行使）</p> <p><u>（第6項を削除）</u></p> <p><u>6.</u> 債務整理の事実が発生したとき。</p>	<p>第5条（求償権の事前行使）</p> <p><u>6. 死亡したとき。</u></p> <p><u>7.</u> 債務整理の事実が発生したとき。</p>